◎調達機関番号　597　◎所在地番号　08
○第 02405 号（№02405）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量
①　デジタルガンマカメラ装置　１式
②　デジタル超音波診断装置　１式
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び実施要項による。
⑷　納入期限　平成24年６月30日
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター
⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒300―8585 茨城県土浦市下高津２―７―14　独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター事務長　田綿　修一　電話029―822―5050
⑵　入札関係書類の受領期限　平成24年３月21日17時00分
⑶　開札の場所　独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター研修棟２階第１会議室
⑷　開札の日時
①　平成24年３月22日11時00分
②　平成24年３月22日11時30分
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合はそれに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札関係書類、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札関係書類は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masato Nishida, Director, National Hospital Organization Kasumigaura Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
①　Gamma Camera System 1 Set
②　Ultrasound diagnostic equipment 1 Set
⑷　Delivery period : 30, June, 2012
⑸　Delivery place : National Hospital Organization Kasumigaura Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances ;
⑤　prove to have prepared a system to provide rapid aftersale service and maintenance for the procured products.
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer May specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM, 21, March, 2012
⑻　Contact point for the notice : Syuuichi Tawata, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Kasumigaura Medical Center, 2―7―14 Shimotakatsu Tsuchiura-shi Ibaraki-ken 300―8585, Japan. TEL 029―822―5050

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年１月 31 日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
大阪医療センター院長　楠岡　英雄

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　27
○第 08806 号（№08806）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量　血管連続撮影装置　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成24年６月30日
⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、
①　総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。
②　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。